

# 主な検討事項

①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

②必要なコミュニケーション能力の確保

③適切な評価システムの構築

④適切な実習実施機関の対象範囲の設定

⑤適切な実習体制の確保

⑥日本人との同等処遇の担保

⑦監理団体による監理の徹底

## 論点と考え方 (1/2)

### 【前提】

- 職種追加とした場合、技能実習が適正に行われるよう、当該技能を修得するための作業の内容・範囲を明らかにする必要がある。また、移転の対象となる技能の修得成果を評価するための技能評価試験を整備する必要があることから、移転の対象となる技能を作業のレベルに落とし込み、その内容・範囲を明らかにする必要がある。
- 現行の技能実習制度では、制度の趣旨・目的(実習期間内に修得できるものであること等)を踏まえつつ、職種ごとに「必須作業」、「関連作業」及び「周辺作業」の類型に区分している(監理団体等に対し、「実習計画のモデル例」を示している。)。これに関し、介護については、従来のものづくり等の対物サービスと性格が異なることから、「作業」ではなく「業務」とすることが適当である。

### 【論点と考え方】

- 「介護」を職種追加とした場合、移転対象となる技能を裏付ける業務内容はどのようなものか。
  - そもそも、いわゆる「介護」という業務の内容・範囲については、関連法令上、明確な範囲が画定されているものではなく、様々な行為の組み合わせから構成され、また日常生活上の活動との境界が不明確である。  
そこで、技能実習制度の趣旨に基づき、技能実習制度において対象とする場合の内容・範囲を定義付け、明確化する必要がある。
  - 技能実習で対象とする「介護」の業務を分類するに当たっては、(ア)対利用者の直接的な業務と、(イ)間接的な業務に区分して考えてはどうか。

## 論点と考え方 (2/2)

(ア)直接的な業務については、「身体介護」と「身体介護以外の支援」に分け、具体的に列挙してはどうか。

(イ)間接的な業務については、情報収集や記録等の多様な業務が含まれ得るものであり、(ア)の業務を踏まえつつ、具体的に列挙してはどうか。

- ・ なお、単なる物理的な業務遂行を行うことにならないよう、これらの業務遂行を支える能力として、コミュニケーション能力(日本語能力を前提としたコミュニケーションスキル等)を位置づけ、また、業務遂行を支える考え方・知識等として、人間の尊厳・介護実践の考え方・社会の仕組みの理解等も業務遂行の基盤をなすものと位置づけ、技能の移転を行うべきではないか。

○ 対象業務のうち、どのように「必須業務」「関連業務」及び「周辺業務」を区分するか

- ・ 「必須業務」については、制度上、実技による技能評価試験の対象範囲と同一であることとされていることから、評価を実施し得る内容・範囲であることが必要。
- ・ ここで、我が国の介護福祉士国家試験において、実技と筆記の双方の標準的な試験範囲としては、「身体介護」に相当する部分とされていることから、「身体介護」を「必須業務」としてはどうか。
- ・ 一般的な介護業務の内容として掲げたもののうち、「身体介護」以外のものを「関連業務」とした上で、それら以外の業務を「周辺業務」として整理してはどうか。

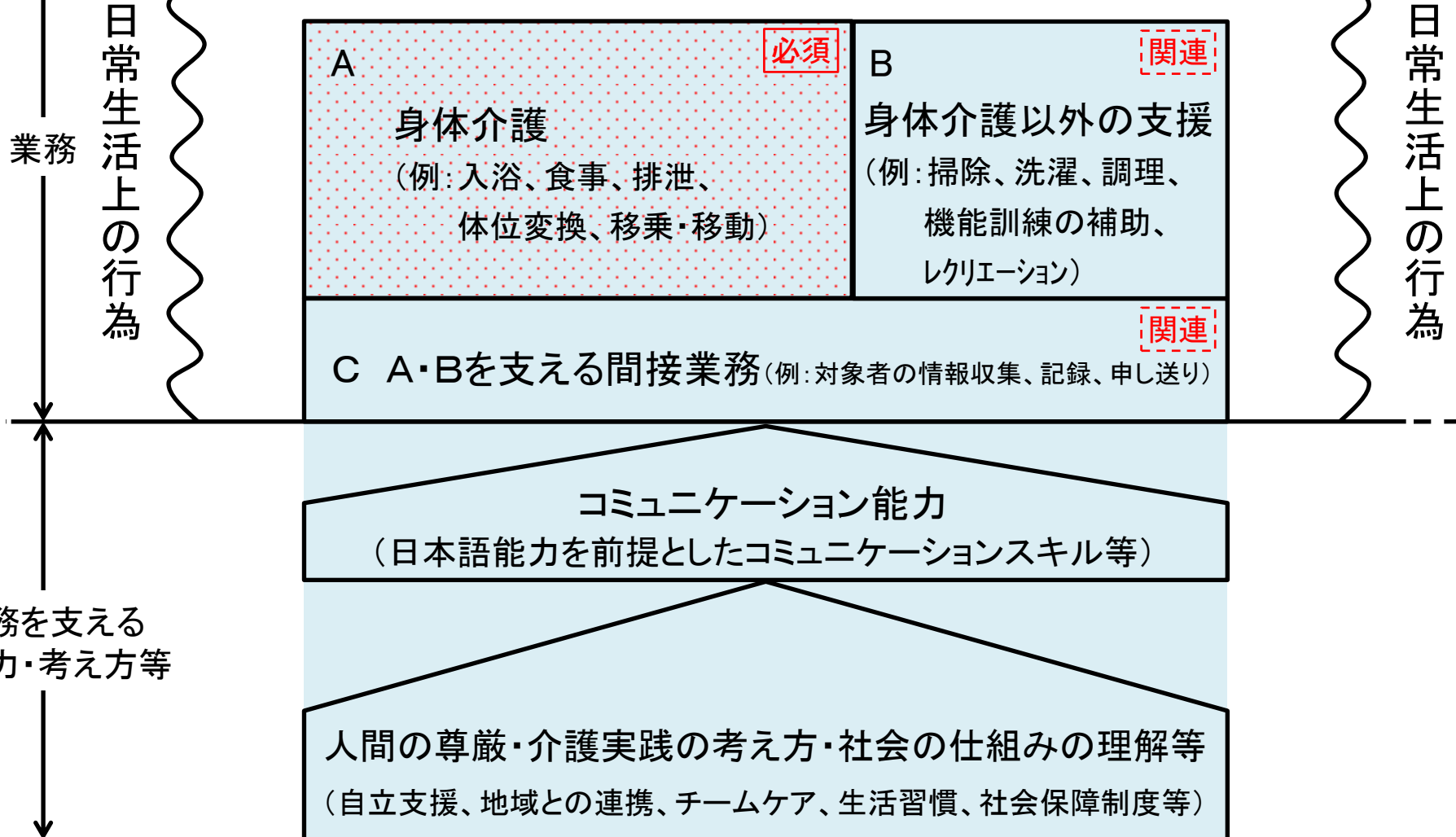
# 技能実習で対象とする場合の「介護」のイメージ(案)

■ は技能実習で移転対象となる業務等の範囲

(不明確)

(不明確)

いわゆる「介護」



- 必須作業**：技能実習生が技能等を修得するために必ず行わなければならない作業。実技試験の出題範囲に該当。実習計画のおおむね半分以上
- 関連作業**：必須作業に携わる者が当該職種・作業の工程において行う可能性がある作業のうち、必須業務には含まれないが、その作業が必須作業の技能向上に直接又は間接的に寄与する作業。実習計画のおおむね半分以下
- 周辺作業**：必須作業に携わる者が当該職種・作業の工程において通常携わる作業のうち、必須及び関連作業に含まれない作業。必須作業の技能向上に直接又は間接的に寄与する作業ではない。実習時間の1/3以下程度

【出典】外国人技能実習制度における技能実習計画第4分冊に基づいて整理

## <技能実習生向けの評価の内容及び評価基準に係る要件>

- ① 技能実習制度の目的にかなう水準での技能・技術及び知識を評価するものであること
- ② 評価には、学科と実技の双方を含むこと
- ③ 出題は日本語によることとし、内容は通常の技能実習生の日本語能力からみて妥当なものであること
- ④ 技能実習制度に係る通常の技能実習期間に対応したものであること
- ⑤ 技能実習制度の目的にかなう、技能実習の内容に対応したものであること
- ⑥ 評価対象職種・作業についての一般的な作業方法が勘案されたものであること
- ⑦ 客観的かつ公正な評価試験であること
- ⑧ 前年度に実施した試験問題の一部又は全部及び試験の受験に必要な事項について公表ができること

【出典】(公財)国際研修協力機構「公的評価システム認定規程2014年度」(2013年3月10日改定)

- 介護福祉士国家試験は筆記試験と実技試験によって構成されている。
- 試験問題は「介護福祉士国家試験出題基準・合格基準」を基に作問されている。
- 筆記試験と実技試験の双方の標準的な試験範囲としては、「身体介護」に相当する部分とされている。

## 【筆記試験】

### 試験科目群

- [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本 [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術  
 [3] 社会の理解 [4] 生活支援技術 [5] 介護過程 [6] 発達と老化の理解 [7] 認知症の理解  
 [8] 障害の理解 [9] こころとからだのしくみ [10] 総合問題

○筆記試験出題基準の例(抜粋)(試験科目群[4]生活支援技術)

大項目	中項目	小項目(例示)
5 自立に向けた食事の介護	4)安全で的確な食事介助の技法	<ul style="list-style-type: none"> <li>•食事の姿勢</li> <li>•基本的な食事介助の方法と留意点</li> <li>•自助具の活用</li> </ul>

## 【実技試験】

○実技試験出題基準(抜粋)

大項目
1 介護の原則
2 健康状況の把握
3 環境整備
4 身体介護

①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

②必要なコミュニケーション能力の確保

③適切な評価システムの構築

④適切な実習実施機関の対象範囲の設定

⑤適切な実習体制の確保

⑥日本人との同等処遇の担保

⑦監理団体による監理の徹底



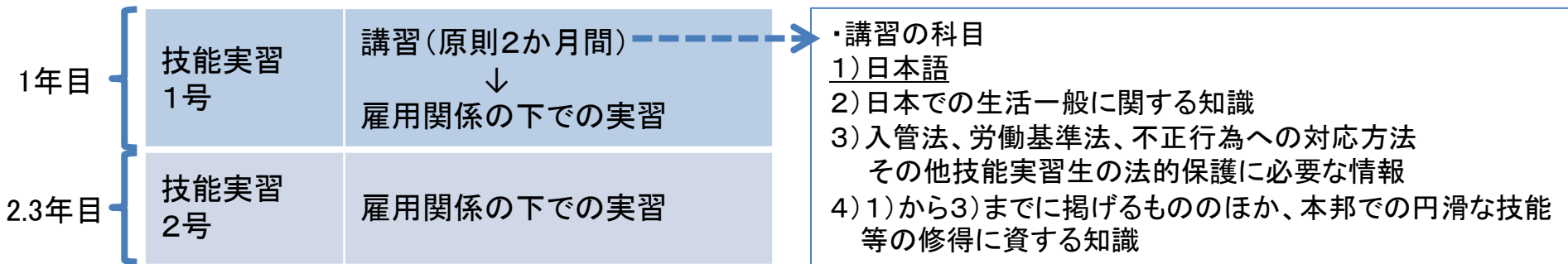
## 論点と考え方

- 対人サービスである「介護」を職種追加とした場合、一定のコミュニケーション能力が必要であるが、外国人にとってコミュニケーションの一番の障壁となる日本語について、一定の要件を課すことが必要ではないか
  - ・ 日本語能力以外のコミュニケーションスキル(例:傾聴やアイコンタクト等)については、実習開始後、日本人と同様に、実習施設によるOJT等で対応することが考えられるのではないか
- 技能実習生に対して、日本語要件を設定する場合、どの程度のレベルや内容を求めることとするか
  - ・ EPAの枠組みやEPA受入れ施設を対象としたアンケート結果を参考にすると、日本語能力試験N3レベルを求めることが考えられるのではないか
  - ・ なお、介護分野特有の専門用語や方言など地域による日本語の使い方等については、実習開始後、事業者団体による地域毎の研修などで対応することが考えられるのではないか
- 技能実習生に対して日本語要件を課す場合、いつの段階でこれを求めることとするか
  - ・ 技能実習生の技能修得を円滑に進めるためには、入国段階で一定の日本語能力を求めることが考えられるのではないか
- 日本語要件を設定する場合、それをどのように担保することが考えられるか
  - ・ 日本語能力要件の担保には、何らかの拘束力を持たせることを検討すべきではないか

# 技能実習とEPAにおける日本語研修について

- 現行の技能実習においては、入国後、原則2か月間行われる講習の一部として日本語研修が実施されている。
- EPA介護福祉士候補者の日本語研修は、訪日前後で約1年間実施されている。

## 【技能実習の入国後の日本語研修について】



※講習は実習実施機関(企業単独型のみ)又は監理団体が実施

## 【EPA介護福祉士候補者の日本語研修について】

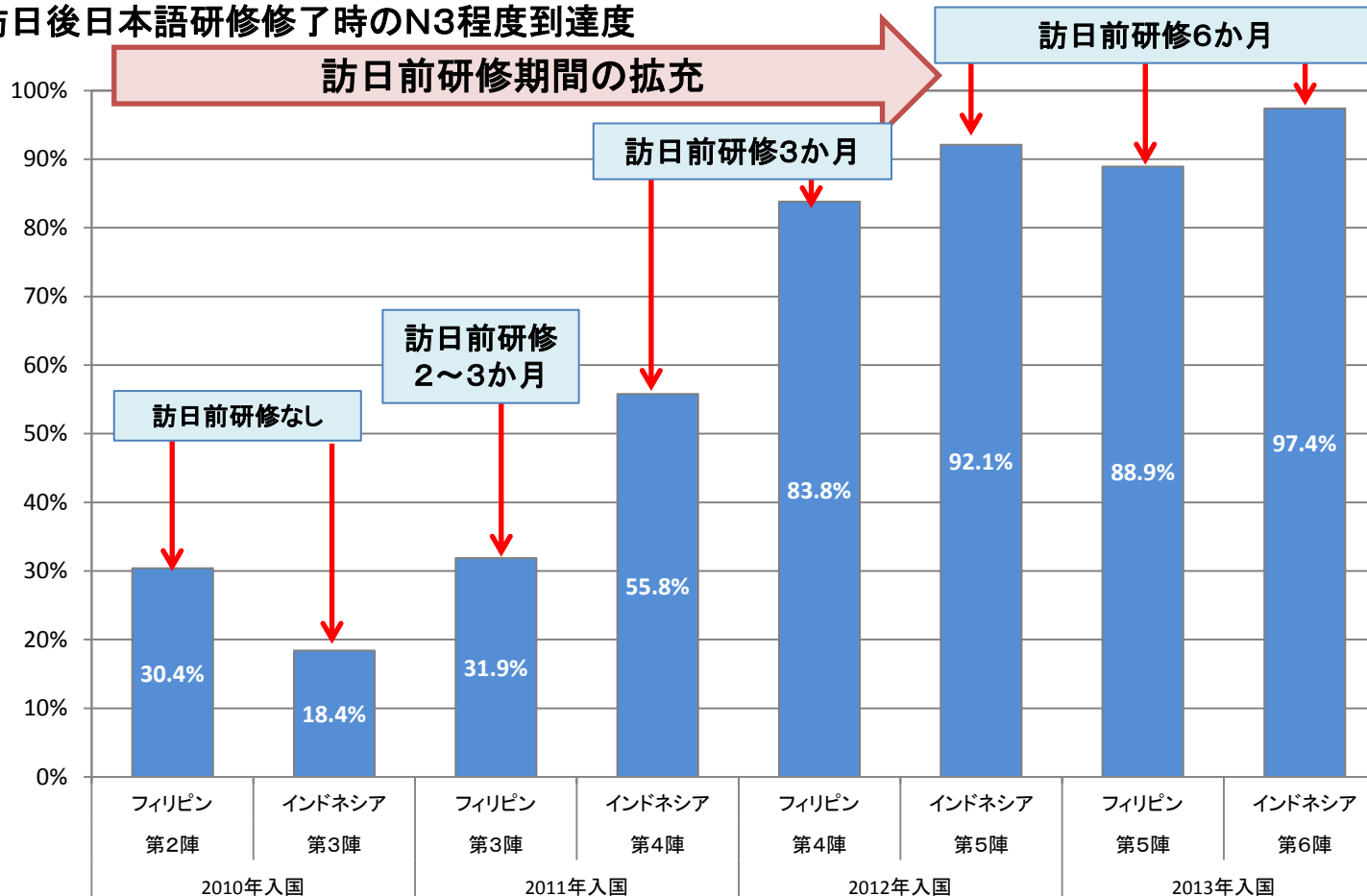
	インドネシア	フィリピン	ベトナム
訪日前	日本語研修(6か月) 日本語能力試験N5程度以上のみ	日本語研修(6か月)	日本語研修(12か月) 日本語能力試験N3以上のみ
訪日後	日本語等研修(6か月)	日本語等研修(6か月)	日本語等研修(2.5か月)
	就労・研修		
合計	12か月	12か月	14.5か月

※日本語能力N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除

# EPA候補者における訪日前日本語研修期間の拡充による日本語能力の向上

- 経済連携協定上義務づけられている6か月間の訪日後日本語研修に加え、2011年に入国した候補者から訪日前日本語研修を開始(当初は2～3か月間。)
- インドネシアについては、2012年に入国した候補者から、また、フィリピンについては2013年に入国した候補者から、訪日前研修の期間を6か月間に拡充。N3程度の達成率は9割程度まで上昇。

## 訪日後日本語研修修了時のN3程度到達度

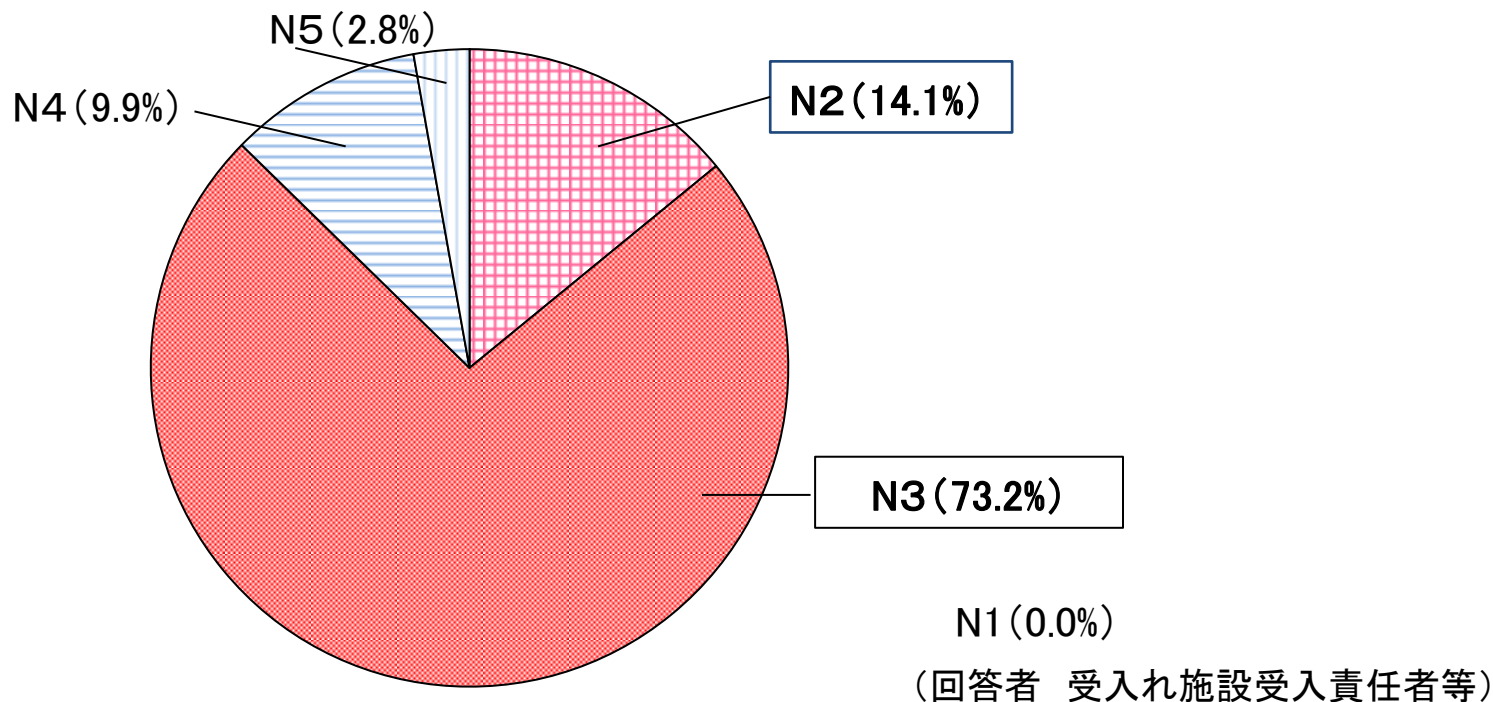


(注1)  
「N3」は、日本語能力試験のレベル(N1～N5)のうちの一つであり、「N3」程度の日本語水準が候補者の就労・研修開始時に最低限必要とされるレベルの目安とされる。

(注2)  
フィリピン第2陣～第3陣は看護師候補者のデータのみ、フィリピン第5陣は介護福祉士候補者のデータのみ(その他は看護師候補者と介護福祉士候補者のデータの合計。)

# EPA介護福祉士候補者受入れ施設が求める日本語能力

○EPA介護福祉士候補者受入れ施設の約9割が、日本語能力試験「N3」レベル以上を求めている。



## 【参考】日本語能力試験認定の目安について

- ・ N1…幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
- ・ N2…日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N3…日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- ・ N4…基本的な日本語を理解することができる。
- ・ N5…基本的な日本語をある程度理解することができる。